



税源移譲にともなう年度間の所得の変動に係る経過措置

【減額申告書提出期間：平成20年7月1日～31日】

概要

税源移譲により平成19年度の住民税が増額となった分は、平成19年分の所得税で調整（減額）する措置が講じられています。

しかし、平成19年中の所得が大きく下がり、所得税がかからなくなってしまう場合には、所得税から差し引けないため、負担調整ができないこととなります。

そこで、このような変動が生じた場合、市町村に申請することで税源移譲前の税率を適用し、減額する措置が設けられました。

補足説明

住民税は前年の所得に対して課税を行い、所得税は現年の所得について課税されます。

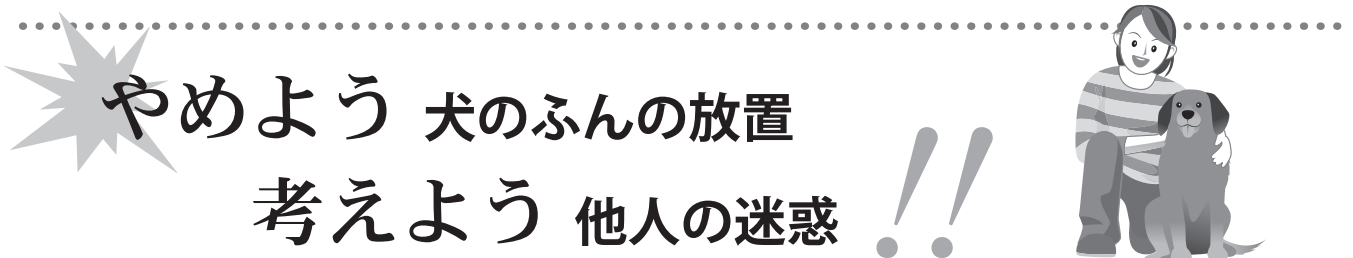
概要のとおり、今回の税源移譲は平成19年度の住民税（平成18年1月から12月までの所得を課税の対象）と平成19年分の所得税（平成19年1月から12月までの所得を課税の対象）で行われます。そのため、住民税は平成19年度分から増額となり、所得税は平成19年分から減額となりますので、増額と減額の調整をはかるための課税の対象となる年が違います。

そのため、退職等により平成18年と平成19年を比べて平成19年の所得が大きく減り所得税がかからなくなると、負担を調整することができなくなる場合があります。

そういった方を対象に、経過措置が設けられました。

▶ 問い合わせ 税務課 ☎ 893-1118

対象者	<p>次の1と2の両方を満たす方</p> <p>1. 平成19年度住民税の課税所得金額 > 所得税との人的控除の差の合計額 (申告分離課税分を除く。)</p> <p>2. 平成20年度住民税の課税所得金額 ≤ 所得税との人的控除の差の合計額 (申告分離課税分を含む。)</p> <p>※収入の有無にかかわらず、平成19年中の所得の申告が必要です。 ※課税所得金額とは、所得金額の合計額から所得控除の合計額を差し引いた額です。 ※平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出して平成20年1月1日現在国内に居住されていない方は対象となりません。</p>
手続き	<p>対象者は、平成20年7月1日から平成20年7月31日までの間に、平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村に減額申告書を提出する必要があります。</p> <p>※平成19年1月1日現在かつ平成20年1月1日現在の町に住所を有している方で、平成19年中の所得の申告をしており、経過措置の対象となられる方には減額申告書を送付します。</p>



やめよう 犬のふんの放置 考えよう 他人の迷惑

最近、いの町では、犬のふんの放置などの苦情が多く寄せられています。

犬のふんは、持ち帰りましょう。犬のふんの始末は飼い主が責任をもって処理しなければなりません。これは飼い主としての最低限のマナーです。

飼い主一人ひとりがマナーとルールを守り清潔で快適な生活環境を保つようにしましょう。

なお、犬のふんの放置は「いの町ポイ捨て及びふん害防止条例」によって飼い主の禁止行為とされています。違反していると認められる場合で、必要な措置をせず、適正に管理するよう勧告や命令を受けても改善されない場合は、罰金が科せられることもありますので、ご注意ください。

飼い主は正しい犬の飼い方を守り、他の人に迷惑をかけないように心掛けましょう。

▶ 問い合わせ 環境課 ☎ 893-1160